

国立大学法人大分大学研究マネジメント部門におけるテニュアトラックによる教員選考に関する細則

令和3年9月28日制定
令和3年細則第28号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学研究マネジメント部門教員選考規程（令和3年規程第32号。以下「選考規程」という。）第10条の規定により、研究マネジメント部門におけるテニュアトラックによる教員の選考に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「テニュア」とは、定年制適用職員としての資格をいう。
- (2) 「テニュアトラック制度」とは、研究マネジメント部門の人事を効果的に進めることで研究を一層活性化し、もって意欲のある若手研究者を採用及び育成することを目的とする制度であり、テニュアトラック期間満了時までに実施するテニュアの付与に係る審査を可とした者について、テニュアを付与するものとする。
- (3) 「テニュアトラック教員」とは、研究マネジメント部門においてテニュアトラック制度の職に任用された教育職員をいう。
- (4) 「テニュアトラック期間」とは、テニュアトラック教員として任用されてからテニュアを付与されるまでの期間（テニュアを付与されなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間）をいい、原則5年とする。

(対象となる職位)

第3条 テニュアトラック教員として任用する教育職員の職位は、助教とする。ただし、研究マネジメント部門長が特に必要と認めるときは、准教授又は講師とすることができる。

2 研究マネジメント部門の教員に欠員が生じたことにより任用するテニュアトラック教員は、当該欠員の職位と同位又は下位とする。

(募集及び選考)

第4条 テニュアトラック教員の選考は、原則として選考規程に基づいて行うものとする。

2 テニュアトラック教員の募集は、国際公募とする。

3 前項の公募に当たり、公募審査及びテニュア審査の基準及び手順の概要を提示するものとする。

4 テニュアトラック教員の選考に当たり、選考規程第8条に規定する審査委員会において同等と認められた任用候補者が複数いる場合は、女性研究者及び外国人研究者を優先的に選考するものとする。

(選考基準)

第5条 研究マネジメント部門における教員の選考に必要な研究業績及び経験年数の基準は、選国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）別表に定めるもののほか、原則として、次のとおりとする。

職位	学位	研究業績	経験年数	競争的研究資金（科研費等を含む。）の取得状況
准教授	学位（博士）のあること	過去5年以内に国際的又は国内の定評ある学術誌に発表された論文（原著）が5	大学卒業後7年以上の研究歴を有すること	過去5年以内に取得していることを原則とする

		編以上		
講師	学位（博士） のあること	過去５年以内に国際的又は 国内の定評ある学術誌に発 表された論文（原著）が３ 編以上	大学卒業後５年 以上の研究歴を 有すること	
助教	学位（修士又 は博士）のあ ることを原 則とする	過去５年以内に国際的又は 国内の定評ある学術誌に発 表された論文（原著）が１ 編以上	特に定めない	

（テニユア評価委員会）

第６条 テニユアトラック教員の業績を評価する中間評価（以下「中間評価」という。）、テニユアトラック教員の業績を評価し、テニユアの付与の可否等を決定するためのテニユア審査（以下「テニユア審査」という。）等を行うため、国立大学法人大分大学研究マネジメント部門テニユア評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- ２ 評価委員会は、前項の評価及び審査に当たり評価基準及び審査基準等を定め、これを公表する。
- ３ 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、当該テニユアトラック教員のメンター教員は委員になることができない。
 - （１） 研究マネジメント部門長
 - （２） 専門領域の教員 若干人
 - （３） その他研究マネジメント部門長が必要と認める者
- ４ 前項第２号及び第３号の委員は、研究マネジメント部門長が指名又は委嘱する。
- ５ 評価委員会に委員長を置き、研究マネジメント部門長をもって充てる。
- ６ 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- ７ 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- ８ 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- ９ 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- １０ 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（中間評価）

第７条 評価委員会は、テニユアトラック教員の任用後３年目に、中間評価を実施する。

- ２ 評価委員会は、中間評価の結果を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

（テニユア審査）

第８条 評価委員会は、テニユアトラック教員の任用後５年目に、テニユア審査を行う。

- ２ 前項の規定にかかわらず、中間評価において特に優れた研究業績を有すると評価委員会が認める場合は、当該中間評価をテニユア審査とみなす。

（テニユアの付与）

第９条 評価委員会は、前条のテニユア審査の結果（以下「テニユア審査結果」という。）を、国立大学法人大分大学研究マネジメント部門人事会議（以下「人事会議」という。）に報告するものとする。

- ２ 人事会議は、前項の規定により報告のあった審査結果を審議の上、テニユアの付与の可否を決定するものとする。この場合において、テニユアの付与を可としたときは、任用する職位についても併せて決定するものとする。

- 3 前項の審議の結果、テニユアの付与が不可となった者は、テニユアトラック期間満了をもって国立大学法人大分大学を退職するものとする。

(テニユア審査結果への異議申立て)

- 第10条 テニユアトラック教員は、テニユア審査結果に不服がある場合は、研究マネジメント部門長に異議申立てをすることができる。
- 2 前項の異議申立ては、テニユア審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。
 - 3 研究マネジメント部門長は、異議申立てがあった場合は、研究マネジメント部門に専門委員会を置き、当該審査結果についての調査を行わせる。
 - 4 専門委員会は前項の調査結果を人事会議に報告し、研究マネジメント部門長はその報告に基づき、テニユア審査結果に対する異議申立ての却下又は再度のテニユア審査の実施を裁定しなければならない。この場合において、研究マネジメント部門長は、速やかに異議申立者に対して裁定結果を通知しなければならない。
 - 5 研究マネジメント部門長は、前項の規定により再度のテニユア審査の実施を裁定した場合は、評価委員会によるテニユアの再審査を実施し、当該審査結果をもって当該異議申立者に対する最終結果とする。

(雑則)

- 第11条 この細則に定めるもののほか、研究マネジメント部門におけるテニユアトラックによる教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学全学研究推進部門におけるテニユアトラックによる教員選考に関する細則（平成28年細則第41号）は、廃止する。
- 3 この細則の施行の日の前日に国立大学法人大分大学全学研究推進部門におけるテニユアトラックによる教員選考に関する細則によるテニユアトラック制度を適用している者については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。